

人事院公示第6号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第3条第4項、第4条第3項、第6条第1項及び第8条第3項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月15日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 人事院規則8—18（採用試験） （以下「規則」という。）第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～六 （略） 七 <u>内閣官房令第2条第7号（同号イに係る部分に限る。）</u> に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 <u>国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））</u>	1 人事院規則8—18（採用試験） （以下「規則」という。）第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～六 （略） 七 <u>内閣官房令第2条第7号</u> に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 <u>経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））</u>
八 <u>内閣官房令第2条第7号（同号ロ及びハに係る部分に限る。）</u> に	八 <u>内閣官房令第2条第8号</u> に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第

掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

九 内閣官房令第2条第8号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

十 内閣官房令第2条第9号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

九 内閣官房令第2条第9号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

十 内閣官房令第2条第10号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

別表第 1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ハに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に従事することを職務とする官職
	地方整備局・北海道開発局	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ハに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主と

別表第 1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第 2 条第 8 号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	内閣官房令第 2 条第 8 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に従事することを職務とする官職
	地方整備局・北海道開発局	内閣官房令第 2 条第 8 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主と

	して河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職
--	--

	して河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職
--	--

別表第 2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、 <u>経験論文試験</u> 、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第 2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)	(略)	(略)
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））		基礎能力試験、 <u>総合事例研究試験</u> 、 <u>経験論文試験</u> 、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第 4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））		規則第 19 条の規定により告知された当該採用試験の <u>規則第 24 条に規定する最終の合格者を発表する日</u> の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の 4 月 1 日において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準

別表第 4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））		規則第 19 条の規定により告知された当該採用試験の <u>第 1 次試験の日</u> の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の 4 月 1 日において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下

		ずる教育施設を含む。) (以下「大学等」という。) を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程 (同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。) 若しくはこれに相当する外国の大学 (これに準ずる教育施設を含む。) の課程 (以下「大学院の課程等」という。) を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者			「大学等」という。) を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程 (同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。) 若しくはこれに相当する外国の大学 (これに準ずる教育施設を含む。) の課程 (以下「大学院の課程等」という。) を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国土交通省経験者採用試験 (係長級 (事務))</u>		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して <u>7年</u> を経過した者	<u>経済産業省経験者採用試験 (課長補佐級 (事務))</u>		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して <u>8年</u> を経過した者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。